

## 健全化判断比率

### 経常収支比率

公債費ならびに病院事業会計・水道事業会計への繰出金が増加した為、令和3年度と比較し7.8%の増となりました。

### 実質赤字比率、連結実質赤字比率

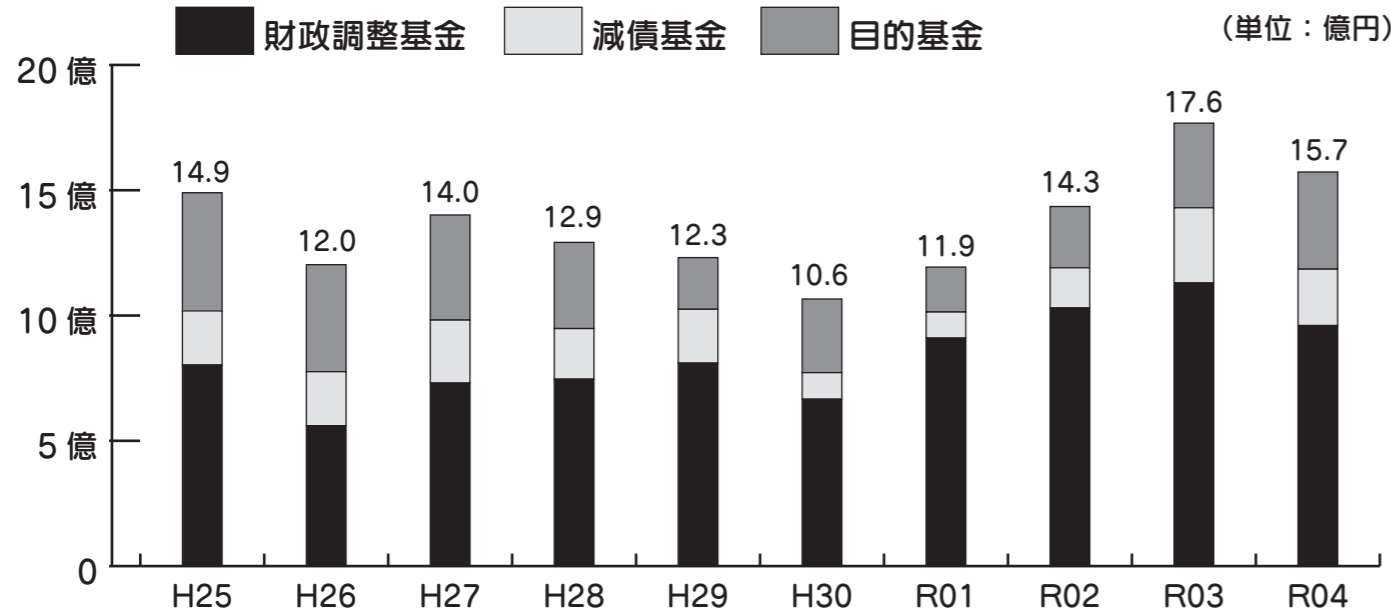
実質赤字額がないため（黒字）「—」で表示。

指標	R3年度	R4年度	比較増減
経常収支比率	89.6%	97.4%	7.8%
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	8.6%	9.6%	1.0%
将来負担比率	30.9%	27.8%	▲3.1%

### 実質公債費比率、将来負担比率

実質公債費比率は、公債費のピーク（令和5年度）に近づいていることにより、1.0%増加しました。将来負担比率については、財政調整基金、減債基金の残高は減少しました。一方、地方債の残高も減少していることから、将来負担比率は3.1%減少しました。経費の削減や行財政改革を進め、財政の健全化に取り組んでいきます。

## 町の基金の推移



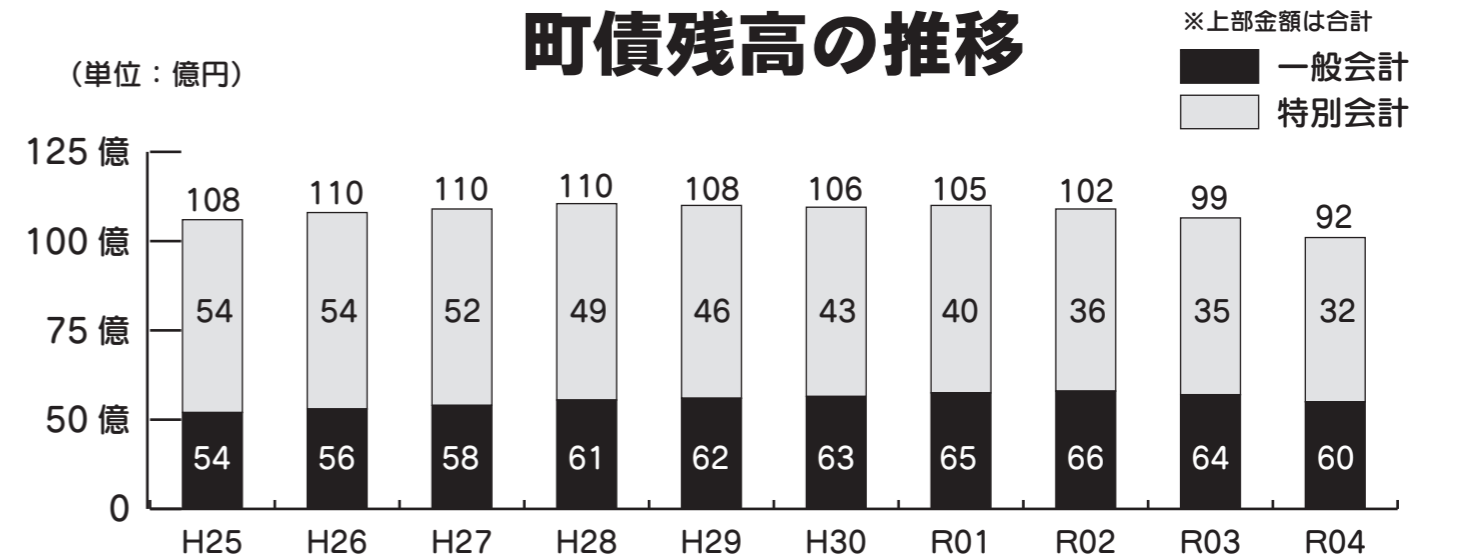
## 特別会計決算

特別会計名	歳入	歳出	歳出前年比
国民健康保険事業	10億6,857万円	10億2,976万円	▲6.3%
後期高齢者医療事業	1億763万円	1億695万円	2.7%
介護保険事業	12億3,011万円	11億5,376万円	▲2.6%
最上病院事業	12億7,515万円	12億8,169万円	▲6.5%
介護老人保健施設事業	3億9,591万円	4億968万円	6.3%
水道事業	4億893万円	5億1,546万円	21.7%
瀬見温泉管理事業	1,767万円	1,648万円	5.5%
農業集落排水事業	2,061万円	1,962万円	▲5.4%
下水道事業	2億6,336万円	2億4,335万円	2.3%
浄化槽事業	1億2,833万円	1億2,772万円	29.8%
合計	49億1,627万円	49億447万円	▲0.7%

## 特別会計総括

歳出について、介護老人保健施設事業は、物価高騰による燃料費・委託料等、瀬見温泉管理事業は新型コロナウイルス対策、水道事業は令和4年6月豪雨による災害、下水道事業は、向町浄化センターの修繕や設備更新、浄化槽事業は、浄化槽の設置基数ならびに元利償還金により増加しました。国民健康保険事業は保険給付費、介護保険事業は基金積立金、最上病院事業は機器・設備更新、農業集落排水事業は元利償還金により減少しました。

## 町債残高の推移



**減債基金**  
将来にわたる町財政の健全な運営を行うため、町債の償還に必要な財源を確保する目的の基金。

**財政調整基金**  
年度間の財源の不均衡を調整するための基金。財源に余裕がある年度に積み立て、災害の発生等に活用している。

**将来負担比率**  
全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

**連結実質赤字比率**  
地方公共団体の一般会計などの公債（町の借金）や将来支払っていく可能性のある負担などの残高を現時点で指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率。350%を超える

**実質公債費比率**  
地方公共団体の収入に対する借金返済額の比率を示すもので、一般会計の公債費（町の借金）に特別会計などへの繰出金を加算し、財政負担の度合いを判断するもの。18%を超えると、その後の公債の発行について国や県の許可が必要となる。

**一般会計など**  
一般会計などを対象とした実質赤字額の標準財政規模（標準税収入額等に普通交付税等を加算した額）に対する比率

**経常収支比率**  
町税や地方交付税など毎年決まって入るお金（経常的収入）に対し、人件費や施設維持費、公債費等の毎年決まって出ていくお金（経常的支出）の割合。比率が高いほど、町の財政運営に弾力性（余裕）が無いことを示す。

**特別会計とは**  
特別会計とは法律や条例で義務付けられた会計を指す。国民健康保険や介護保険などは保険法によって予算措置が必要となっている。また、条例で定められているもののほか、特定の収入をもって支出に充て、企業の運営していく性質をもつ水道、下水道、病院なども特別会計に該当する。

**特別会計に繰出金**  
特別会計の事業を補助するため、一般会計から特別会計に支出するお金

**特別会計とは**  
特別会計とは法律や条例で義務付けられた会計を指す。国民健康保険や介護保険などは保険法によって予算措置が必要となっている。また、条例で定められているもののほか、特定の収入をもって支出に充て、企業の運営していく性質をもつ水道、下水道、病院なども特別会計に該当する。